

社会福祉法人 美瑛慈光会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年8月20日～平成33年8月19日までの5年間
2. 内容

目標1：育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境を整備する

<対策>

- 規程を気軽に確認、または説明を受けられるような環境整備を行う
- 関連諸制度の整備及び周知と情報提供
- 代替職員の迅速な確保

目標2：妊娠中や産休・育休復帰後の女性社員のための相談窓口を設置する

<対策>

- 相談窓口を法人本部事務局に設置
- 法律の内容や公的給付に関する相談対応等は顧問社労士に委託

目標3：マタニティハラスメントの防止へ取り組む

<対策>

- 相談窓口を法人本部事務局に設置
- 法律の内容に関する相談対応等は顧問社労士に委託
- 平成29年3月 職場全体会議で説明・周知